

改
正
案

現
行

（有価証券とみなさなくとも公益等のため支障を生ずることがない
と認められるもの）

第一条の二 法第二条第二項に規定する有価証券とみなさなくとも公
益又は投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるも
のとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる権利の区分に応じ
、当該各号に定めるものとする。

一 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条
第五項第三号に掲げるものに該当するもの 当該権利に係る信託
の受託者が信託契約により受け入れた金銭の総額のうち普通預金
その他の預貯金（内閣府令で定めるものに限る。）により管理す
る額の当該金銭の総額に占める割合が内閣府令で定める割合以上
であること、当該金銭の総額のうち当該預貯金により管理する額
以外の額を内閣府令で定める国債証券その他の内閣府令で定める
債券の保有により運用するものであることその他内閣府令で定め
る要件を満たすもの

二 （略）

二 資金決済に関する法律第二条第五項第四号に掲げるものに該当
するもの 前号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定め
るもの

（有価証券とみなさなくとも公益等のため支障を生ずることがない
と認められるもの）

第一条の二 法第二条第二項に規定する有価証券とみなさなくとも公
益又は投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるも
のとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる権利の区分に応じ
、当該各号に定めるものとする。

一 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条
第五項第三号に掲げるものに該当するもの 当該権利に係る信託
の受託者が信託契約により受け入れた金銭の全額を普通預金その
他の預貯金（内閣府令で定めるものに限る。）により管理するも
のであることその他内閣府令で定める要件を満たすもの

2 (略)

4

第十八条の四の十七 法第七十九条の七第二項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出してしなければならない。

- 一 名称
- 二 主たる事務所の所在の場所
- 三 代表者又は管理人の氏名
- 四 認定の申請に係る業務を行おうとする事務所の所在の場所
- 五 認定の申請に係る業務の概要（特定認定業務が含まれる場合に
は、その種類を含む。）
 - 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 定款、寄附行為その他の基本約款
 - 二 認定を受けようとする者が法第七十九条の八各号のいずれにも
該当しないことを誓約する書面
 - 三 認定の申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
 - 四 認定の申請に係る業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び
能力を有することを明らかにする書類
 - 五 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書
、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類
(申請の日の属する事業年度に設立された法人（法第七十九条の
七第一項に規定する法人をいう。）にあつては、その設立時にお
ける財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書
類)

六 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）の氏名、住所及び略歴を記載した書類

七 対象事業者（法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。）の氏名又は名称を記載した書類及び当該対象事業者が認定を受けようとする者の構成員であること又は認定の申請に係る業務の対象となることについて同意したものであることを証する書類

八 認定の申請に係る業務以外の業務を行つてている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書類（苦情の解決又はあつせんであって内閣府令で定める業務を行つている場合には、当該業務を行ふことによつて認定の申請に係る業務が不公正になるおそれがないことを証するものとして内閣府令で定める書類を含む。）

3 金融庁長官は、認定の申請に係る業務に特定認定業務が含まれる場合（当該特定認定業務につき特定関係大臣がある場合に限る。）において、法第七十九条の七第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該特定認定業務に係る特定関係大臣に協議しなければならない。

4 認定投資者保護団体（法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。以下同じ。）は、第一項第一号から第四号までに掲げる事項又は第二項第一号から第四号まで若しくは第六号から第八号までに掲げる書類に記載した事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨（同項第三号に掲げる書類に記載した事項に変更

5

第一項第五号及び第三項の「特定認定業務」とは、次の表の上欄に掲げる者の行う同表の中欄に掲げる取引を行う業務に対する苦情の解決又は当該業務に争いがある場合のあつせんをいい、同項の「特定関係大臣」とは、同表の上欄に掲げる者の行う同表の中欄の取引を行う業務につきそれぞれ同表の下欄に掲げる大臣をいう。

(略)

(略)

(略)

があつたときは、その理由を含む。)を記載した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

5

第一項第五号及び第三項の「特定認定業務」とは、次の表の上欄に掲げる者の行う同表の中欄に掲げる取引を行う業務に対する苦情の解決又は当該業務に争いがある場合のあつせんをいい、同項の「特定関係大臣」とは、同表の上欄に掲げる者の行う同表の中欄の取引を行う業務につきそれぞれ同表の下欄に掲げる大臣をいう。

水産業協同組合法第十一	農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う同法第四条に規定する組合及び同法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者	農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等契約の締結又はその代理若しくは媒介	農業協同組合法第十一	農林水産大臣
水産業協同組合法第十	消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第十条第二項に規定する共済事業を行う同法第四条に規定する組合及び同法第十二条の三第一項に規定する特定共済契約の締結	農業協同組合法第十一	農林水産大臣	農林水産大臣
農林水産大	厚生労働大臣	農林水産大臣	農林水産大臣	農林水産大臣

中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三条に規定す	水産業協同組合法第十一條第一項第十二号の事業を行う漁業協同組合、同法第九十三条第一項第六号の二の事業を行う水産加工業協同組合及び共済水産業協同組合連合会	理業者	第一条第一項第二号の事業を行なう水産加工業協同組合、同法第九十七条第一項第二号の事業を行なう漁業協同組合連合会、同法第九十三条第一項第二号の事業を行なう水産加工業協同組合、同法第九十七条第一項第二号の事業を行なう水産加工業協同組合連合会及び同法第一百六条第三項に規定する特定信用事業代理業者	媒介
第九条の七の五第二項に規定する特定共済契	水産業協同組合法第十一條第一項第十二号の事業を行う漁業協同組合、同法第九十三条第一項第六号の二の事業を行う水産加工業協同組合及び共済	特定共済契約の締結	水産業協同組合法第十一条の十二に規定する	一条の十一に規定する特定貯金等契約の締結
臣 経済産業大	農林水産大	臣	臣	又はその代理若しくは

信用金庫法第二条に規定する金庫、同法第八十五	協同組合による金融事業に関する法律第二条第一項に規定する信用協同組合等、同法第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者及び同法第六条の四の四第一項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業者	協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一第一項に規定する特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介	約の締結又はその代理若しくは媒介
信用金庫法第八十九条の二第一項に規定する	設立中の投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十ニ項に規定する投資法人をいう。）の発行する投資証券の募集等（同法第百九十六条第一項に規定する募集等をいう。）	業に関する法律第六条の五の十一第一項に規定する特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介	約の締結又はその代理若しくは媒介

不動産特定共同事業法（ 平成六年法律第七十七号 ）第二条第五項に規定す	者	労働金庫法第三条に規定する金庫及び同法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者	銀行法第二条第一項に規定する銀行、同条第十五項に規定する銀行代理業者及び同条第十八項に規定する電子決済等取扱業者	長期信用銀行法第二条に規定する長期信用銀行及び同法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行銀行代理業者	電子決済等取扱業者	条の二第三項に規定する信用金庫代理業者及び同法第八十五条の三の二第一項に規定する信用金庫	特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介
不動産特定共同事業法 第二条第三項に規定す	者	労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介	銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介	労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介	厚生労働大臣	条の二に規定する特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介	特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介
臣	国土交通大臣						

資産流動化法第二条第三項に規定する特定目的会	保険会社、保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者、同条第二十三項に規定する保険募集人及び同条第二十五項に規定する保険仲立人	契約（同条第九項に規定する特例事業者と締結したもの及び当該不動産特定共同事業契約に基づく権利が電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示されるものを除く。）の締結又はその代理若しくは媒介	不動産特定共同事業者及び同条第七項に規定する小規模不動産特定共同事業者
資産流動化法第二条第十一項	特定保険契約の締結の媒介を行うことを内容とする契約の締結	特定保険契約（保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約をいう。以下この欄において同じ。）の締結若しくはその代理若しくは媒介又は顧客のために特定保険契約の締結の媒介を行うことを内容とする契約の締結	契約（同条第九項に規定する特例事業者と締結したもの及び当該不動産特定共同事業契約に基づく権利が電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示されるものを除く。）の締結又はその代理若しくは媒介

社、資産流動化法第二百八条第一項に規定する特定譲渡人及び資産流動化法第二百二十四条に規定する原委託者	（資産流動化法第二百七条に規定する募集等をいう。）若しくは募集等の取扱い又は受益証券（資産流動化法第二条第十五項に規定する受益証券をいう。）
金融サービス仲介業者	（資産流動化法第二百八十六条第一項に規定する募集等をいう。）
農林中央金庫及び農林中央金庫法第九十五条の二	特定金融サービス契約の締結の媒介
第三項に規定する農林中央金庫代理業者	農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介
信託会社、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可	臣
信託業法第二十四条の二（保険業法第九十九条第八項において準用	農林水産大臣

（親会社等）	第二十九条の三 法第百六十六条第五項に規定する他の会社を支配する会社として政令で定める会社は、他の会社（協同組織金融機関を含む。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会	
	<p>資金決済に関する法律第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者、同条第十九項に規定する電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者及び同法第六十二条の八第一項に規定する発行者</p>	
	<p>資金決済に関する法律第六十二条の十七第一項に規定する特定電子決済手段等取引契約の締結又はその媒介</p>	

（親会社等）	第二十九条の三 法第百六十六条第五項に規定する他の会社を支配する会社として政令で定める会社は、他の会社（協同組織金融機関を含む。）が提出した法第五条第一項の規定による届出書、法第二十	
	<p>資金決済に関する法律第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者及び同法第六十二条の八第一項に規定する発行者</p>	
	<p>資金決済に関する法律第六十二条の十七第一項に規定する特定電子決済手段等取引契約の締結</p>	

その他これに準ずる機関をいう。）を支配している会社として内閣府令で定めるものとする。

2
・
3
（略）

四条第一項の規定による有価証券報告書若しくは法第二十四条の五第一項の規定による半期報告書で法第二十五条第一項の規定により公衆の縦覧に供されたもの、法第二十七条の三十一第二項の規定により公表した同条第一項に規定する特定証券情報又は法第二十七条の三十二第一項若しくは第二項の規定により公表した同条第一項に規定する発行者情報のうち、直近のものにおいて親会社として記載され、又は記録された会社とする。

2 法第一百六十六条第五項第一号に規定する上場投資法人等の資産運用会社を支配する会社として政令で定めるものは、上場投資法人等（法第一百六十三条第一項に規定する上場投資法人等をいう。以下同じ。）の資産運用会社の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）を支配している会社として内閣府令で定めるものとする。

3 法第一百六十六条第五項第二号に規定する特定資産の価値に重大な影響を及ぼす取引を行い、又は行つた法人として政令で定めるものは、上場投資法人等の資産運用会社の利害関係人等（投資信託及び投資法人に関する法律第二百一条第一項に規定する利害関係人等をいう。）のうち、次のいずれかに掲げる取引（当該資産運用会社が当該上場投資法人等の委託を受けて行う運用の対象となる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する特定資産をいう。第四号において同じ。）の価値に及ぼす影響が重大なものとして内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）を行い、又は行つた法人として内閣府令で定めるものとする。

- 一 当該上場投資法人等との間における不動産、不動産の賃借権又は地上権（次号において「不動産等」という。）の取得又は譲渡の取引
- 二 当該上場投資法人等との間における不動産等を信託する信託の受益権の取得又は譲渡の取引
- 三 当該上場投資法人等との間における不動産の貸借の取引
- 四 当該上場投資法人等の特定資産である第二号に規定する信託の受益権に係る信託の受託者との間における当該信託の信託財産である不動産の貸借の取引